（仮称）藤沢市リサイクルセンター
整備・運営事業

公 募 説 明 書

平成 22 年 1 月

藤 沢 市

（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業 公募説明書

－ 目 次 －

藤沢市（以下、「市」という。）は、平成21年11月27日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第6条の規定に準じて、（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定した。

本公募説明書は、市が本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、契約書（案）、様式集）によるものとする。

本事業に係る公募（以下、「本公募」という。）への参加を希望するもの（以下、「応募者」という。）は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

１．公募公告日

平成22年1月8日

２．発注者

藤沢市長　海老根靖典

３．事務局

本公募において，本事業の事務を担当する部局（以下、「事務局」という。）は以下のとおりとする。

藤沢市役所　環境部　資源廃棄物対策課　施設担当
住所：〒251-8601　神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
TEL：0466-50-3529　FAX：0466-50-8417 環境部　資源廃棄物対策課　施設担当宛て
E-mail：sigen@city.fujisawa.kanagawa.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp

また，市は，本公募に関して事務局が行う事務に対する助言を行うものとして，以下のアドバイザーを置く。

株式会社　日本総合研究所（本社所在地：東京都）
西村あさひ法律事務所　　（本社所在地：東京都）

４．事業概要

（１）事業の内容

①　事業名

（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業

②　対象となる公共施設等の種類

名称	（仮称）藤沢市リサイクルセンター
施設概要	（１）処理対象品目 ＜破砕系＞ 不燃ごみ・大型ごみ ＜資源系＞ 紙類、古布類、カン・金属類、ビン、ペットボトル、廃食用油、プラスチック製容器包装 （２）施設規模等 ・　破砕処理施設：70.5ｔ/日 （不燃ごみ・大型ごみ：65.0ｔ/日、大型可燃ごみ：5.5ｔ/日） ・　資源化施設：61.5ｔ/日 合計　　　：132.0ｔ/日 ※稼働日数及び稼働時間については、週 5 日、5 時間/日を想定する。 ・　環境啓発施設 （３）施設機能 ・　不燃ごみ及び大型ごみの破砕処理機能 ・　ペットボトル、プラスチック製容器包装、ビン、カン・金属類の選別・圧縮・梱包機能 ・　紙類、古布類のストック機能 ・　大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他ごみの選別・ストック機能 ・　環境啓発、体験学習 （４）竣工 平成 25 年 3 月（破砕処理施設・資源化施設） 平成 25 年 12 月（環境啓発施設・外構施設）

③　事業予定地

神奈川県藤沢市桐原町 23 番地 1 他

④　事業の目的

市は、既存の破砕処理施設及び資源化施設（以下、「既存施設」という。）の老朽化に対応するとともに、さらなる循環型社会の形成を推進することをめざしており、「～一人ひとりの行動がうみだす循環型都市～あなたの努力が未来の藤沢市をつくります」というコンセプトのもと、（仮称）藤沢市リサイクルセンター（以下、「本施設」という。）の整備・運営等の関連事業を計画している。本事業を破砕処理施設は DBO 方式、資源化施設及び環境啓発施設は DBM 方式として実施することで、破砕処理施設及び資源化施設の有効かつ効率的な更新と、新たに整備する環境啓発施設の長期間にわたる良好な運営・維持管理を目的とする。

⑤ 事業の目標

本事業の実施における目標は、次のとおりとする。

(ｱ) 循環型社会の構築を目的として、破砕処理施設及び資源化施設を整備し、リサイクル率の向上を図る。

(ｲ) リサイクルの円滑な実施を目的として、資源化物の規格や純度については最新の規格や再生事業者の要望を反映し､資源化物の適切な品質管理が可能な施設を整備・運営する。

(ｳ) 一般廃棄物処理という基礎的行政サービスを担う観点から、本事業に付随する事業リスクを適切にマネジメントし､安全に配慮するとともに､関係法令を遵守した施設の整備、運営を行うものとする。

(ｴ) 本施設は、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の中で２ヶ所のリサイクルセンターの１つと位置づけられている。そのため、緊急時等における他リサイクルセンターとの連携を十分に考慮した上で、本施設を整備・運営する。また、北部環境事業所焼却施設からの電力を受けて稼働することから､焼却施設との連携も同様に考慮するものとする。

(ｵ) 事業の効率化に向けた創意工夫を行うことにより、経済性に優れた施設の整備、運転・維持管理を行い、ライフサイクルコストを縮減する。

(ｶ) 3R（Reduce, Reuse, Recycle）推進等に関する情報発信、活動団体への支援、施設見学及び体感･体験学習の機会提供など効果的な環境学習の拠点機能を整備するとともに､環境活動を実践する市民リーダーの育成機関としての機能の提供にも配慮する。

(ｷ) 循環型社会のライフスタイルを実践するため、太陽光発電や屋上・壁面緑化、太陽光集光システム、風力発電、雨水利用、ハイブリッド街路灯などを整備し、施設を訪れた人が効果を体感できる施設とする。

(ｸ) 市がISO14001取得団体であることを十分認識し、その理念推進に沿う整備・運営内容とする。

⑥ 事業の骨格

本事業の骨格は、次のとおりとする。

(ｱ) 要求水準書に示すごみ処理フローを構築することで、一般廃棄物の処理・リサイクルにおいて､循環型社会にふさわしい最適なごみ処理システムの構築を目指す。

(ｲ) 本事業では、既存施設の解体と新施設の建設を順次行うことから、関連施設が深く連携し合い、環境施設全体として3R推進に貢献するシステムの構築を目指す。

(ｳ) 市民の環境意識向上を促すため、単に環境啓発施設を整備するだけではなく、社会環境の変化や政策変更に対し柔軟に対応可能な施設とすることで､高い啓発機能の発揮を目指す。

(ｴ) 破砕処理施設における防爆体制の強化を図るため、ごみの処理段階における対応の強化（前選別工程の導入、適切な破砕機構成の確保等）を実施する。

(ｵ) 本事業に関する要求水準は、要求水準書において示すものとする。

⑦ 事業内容

本事業の内容は次のとおりとする。

(ｱ)　不燃ごみ、大型ごみ、資源物について破砕選別等の処理を行うリサイクル施設を設け、資源化物の回収を行う。

(ｲ)　施設見学及び体感・体験学習の機会提供など、ごみの減量・資源化に効果的な環境学習の拠点機能を備え、また、太陽光発電や屋上・壁面緑化、太陽光集光システム、太陽熱利用システム、風力発電、雨水利用、ハイブリッド街路灯、LED 照明等を取り入れた省エネルギー啓発施設としての側面を併せ持つ､総合的な資源循環施設を整備・運営する。

⑧　事業手法

本事業における施設の整備･運営は公設民営方式(DBO 方式(Design:設計､Build:施工､Operate：運営))及び DBM 方式（Design：設計、Build：施工、Maintenance：補修）により実施するものとし、市は、本施設の設計・施工及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有する。

事業者として選定された企業又は企業グループ(以下､｢優先交渉権者｣という。)は単独又は特別共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下、「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、優先交渉権者は、本施設の運転・維持管理のために特別目的会社（以下、｢運営事業者｣という｡優先交渉権者と運営事業者を合わせて以下､｢民間事業者等｣という。）を設立し、20 年間の運営期間にわたって、本施設の運転・維持管理等に係る業務（以下、「運営業務」という。）を行う。

⑨　契約の形態

市と民間事業者等は、**添付資料 2「契約の形態」**に示す形態の契約を締結する。市は､本事業について民間事業者等に設計･施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定（以下、「基本協定」という。）を優先交渉権者と､基本契約(以下､｢基本契約｣という｡)を民間事業者等と締結する｡また､市は､基本協定及び基本契約に基づき､民間事業者等のうち本施設の設計･施工業務を担当する者（以下、「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下、「建設請負契約」という。）を締結する。

また､市は基本協定及び基本契約に基づき､運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約(以下､｢運営委託契約｣という｡)を締結する。(基本契約､建設請負契約､運営委託契約の３つの契約をまとめて、以下、「特定事業契約」という。）

⑩　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ｱ)　破砕処理施設・資源化施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成 25 年 3 月末まで

(ｲ)　破砕処理施設・資源化施設の供用開始：平成 25 年 4 月

(ｳ)　破砕処理施設・資源化施設の運営期間：平成 25 年 4 月から平成 45 年 3 月までの 20 年間

(ｴ)　本施設（破砕処理施設・資源化施設を除く）の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成 25 年 12 月末まで

(ｵ)　本施設（破砕処理施設・資源化施設を除く）の供用開始：平成 26 年 1 月

(ｶ)　本施設（破砕処理施設・資源化施設を除く）の運営期間：平成 26 年 1 月から平成 45 年 3 月までの約 20 年間

（２）民間事業者等の業務範囲

民間事業者等が実施する主な業務は，次のとおりとする。なお、民間事業者等は、事業期間を通じ、市が行う行政手続き等に対して協力する。

①　事前業務

優先交渉権者の決定後速やかに、優先交渉権者は運営事業者を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可等の取得を行う。

②　本施設の設計・施工に係る業務

(ｱ)　建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。

(ｲ)　施工については、既存施設の解体・移設工事、土木及び外構工事、建築及び建築設備工事、機械設備工事、電気設備工事及びその他の関連工事を行う。

(ｳ)　本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(ｴ)　本施設の設計・施工に係る許認可等（計画通知、その他関係法令に基づく届出等）を市が取得するにあたって必要な協力を行う。

(ｵ)　市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続き等に協力し、当該交付金要綱等に適合するように設計、施工を行う。

(ｶ)　本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を市と連携して行う。

③　本施設の運営に係る業務

(ｱ)　運営事業者は、市と締結する運営委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、破砕処理施設は DBO 方式とするため、運転業務、維持管理業務を行う。また、資源化施設および環境啓発施設については DBM 方式とするため、維持管理業務を行う。

(ｲ)　運営に際しては、作業の安全性や労働環境の向上に配慮した運営を行う。

(ｳ)　破砕処理施設で処理された資源化物の売却及び有効利用に対する支援を行う。

(ｴ)　市は運営業務が必要な性能を満たしていることを確認するため、監視を行う。運営事業者は定められた必要書類を整え、市の求めに応じ提出するとともに、その内容について説明等を行うこと。

(ｵ)　運営事業者は、市が実施する施設の見学希望者等への対応に必要な協力を行う。

(ｶ)　運営事業者は、運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を市と連携して行う。

④　業務終了時の引継業務

(ｱ)　市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定している。したがって、本施設の解体・撤去は本事業の範囲には含まない。

(ｲ)　市は、事業期間終了の 3 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討し、運営事業者は市の検討に協力する。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者（以下、「新たな運営事業者」という。）による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行う。

a　本施設の運転、維持管理に必要な以下の書類等の整備、提示
（図面、運転・補修・更新履歴、トラブル履歴、取扱説明書、安全作業手順書、調達方法、財務諸表等）

b　新たな運営事業者による本施設及び本施設の運転状況の視察への対応

c　新たな運営事業者への引継ぎ業務

d　事業期間終了後の運営支援

⑤　地域経済への貢献

民間事業者等は、下請工事の発注、または資機材の購入等に当たり、市内業者の活用を基本とする。

（３）市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は，次のとおりとする。

①　事前業務

(ｱ)　本事業を実施するための用地を確保する。

(ｲ)　「生活環境影響調査書」を策定する。

(ｳ)　本事業を実施する上で必要となる設置届等の行政手続きを行う。

②　本施設の設計・施工に係る業務

(ｱ)　許認可等の取得

本施設の設計・施工に係る許認可取得（計画通知、その他関係法令に基づく届出等）等の行政手続きを行う。

(ｲ)　交付金の申請等

本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等の行政手続きを行う。

(ｳ)　建設費の支払い

本施設の設計・施工に要する費用を原則、当該年度の出来高に応じて建設請負事業者へ支払う。

(ｴ)　設計・施工状況の監視

本施設の設計・施工期間を通じ、本事業の設計・施工状況の監視を行うものとする。

(ｵ)　住民対応

本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設請負事業者と連携して行う。

③ 本施設の運営に係る業務

(ｱ) 処理対象物の搬入指導

市民等が持ち込む処理対象物を検証し、市民等への分別に関する指導等の啓発活動を行う。また、搬入許可申請等の受付・確認業務を行う。

(ｲ) 手数料の管理

運営事業者が収納した手数料の管理を行う。

(ｳ) 資源化物等の引渡し手続きの締結

資源化物及び大型処理困難物、家電類、特定処理品目、その他のごみについて、再生事業者等への引渡し・処分にかかる契約手続きを行う。

(ｴ) 施設の運営体制

本事業を実施する運営事業者とは別の事業者への委託等により、資源化施設、環境啓発施設の運転を行う。

(ｵ) 運営状況の監視

運営期間を通じ、本事業の運営業務の状況の監視を行う。

(ｶ) 施設見学者への対応

市又は市が指定した者は、本施設の見学を希望する者への対応を行う。

(ｷ) 住民対応

運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

(ｸ) 業務委託費の支払い

運営期間にわたって業務委託費を運営事業者に支払う。

５．応募者の審査及び選定

応募者の審査及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。審査及び選定においては、まず、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有していることを確認する。続いて応募者の提案内容が、本事業の目的及び目標を達成し、技術的観点からも市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを確認する。最後に、非価格面及び価格面に関する総合評価を行い、優先交渉権者を選定する。

（１）審査及び選定の手順

応募者の審査及び選定は、「(仮称) 藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業審査委員会」(以下、「審査委員会」という。) を設置し、以下の審査基準及び事業者選定方法に従って実施する。

① 審査委員会の設置

市は、応募者の審査及び選定を、専門的知見に基づく公正かつ公平な審査を通じて実施するため、審査委員会を設置する。審査委員会は、藤沢市副市長、総務部長、経営企画部長、財務部長、計画建築部長、環境部長及び学識経験者により構成する。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して不正な接触等の働きかけを行った場合、市は当該応募者を失格とし、その旨を通知する。

②　審査委員の構成

審査委員会の委員は以下のとおりとする。（平成 22 年 1 月 8 日時点）

役職	氏　名	所属
委員長	新井　信行	藤沢市副市長
委員	山田　秀一	藤沢市副市長
委員	伊藤　和憲	専修大学商学部教授
委員	横田　勇	静岡県立大学　名誉教授
委員	河邊　安男	財団法人　日本環境衛生センター 理事・環境工学部長
委員	原　　和夫	藤沢市総務部長
委員	長瀬　光市	藤沢市経営企画部長
委員	伊勢　和彦	藤沢市財務部長
委員	杉渕　武	藤沢市計画建築部長
委員	小野　靖彦	藤沢市環境部長

※　敬称略

③　審査基準

審査基準については、**添付資料１「本事業の審査基準」**に示す通りである。

④　事業者選定方法

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、審査委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が優先交渉権者を選定する。なお、公募公告から契約締結に至るまでの流れは次に示す図表のとおりである。

図表　公募公告から契約締結までの流れ
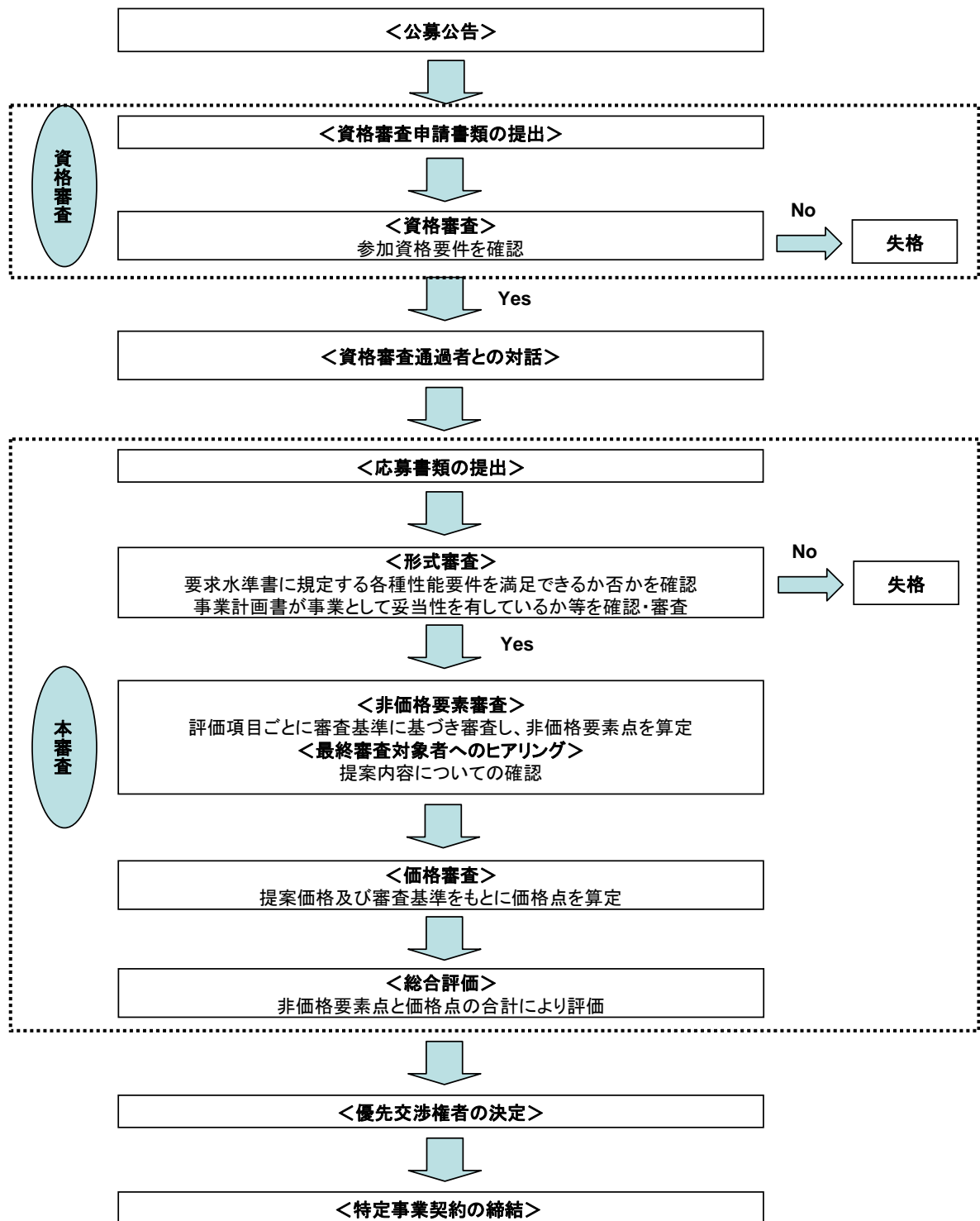
（２）募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で計画している応募者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

(ｱ)	公募公告	平成 22 年 1 月　8 日
(ｲ)	募集要項（第 1 部）の公表	平成 22 年 1 月　8 日
(ｳ)	資格審査に関する質疑提出締切	平成 22 年 1 月 19 日
(ｴ)	資格審査に関する質疑回答	平成 22 年 1 月 26 日
(ｵ)	資格審査申請書類の提出締切	平成 22 年 2 月 12 日
(ｶ)	募集要項（第 1 部）に関する質疑提出締切	平成 22 年 2 月 12 日
(ｷ)	資格審査結果の送付	平成 22 年 2 月 22 日
(ｸ)	募集要項（第 2 部）の送付	平成 22 年 2 月 22 日
(ｹ)	募集要項（第 1 部）に関する質疑回答の送付	平成 22 年 3 月　1 日
(ｺ)	対話の質疑提出締切	平成 22 年 3 月　5 日
(ｻ)	募集要項（第 2 部）に関する質疑提出締切	平成 22 年 3 月 12 日
(ｼ)	応募者との対話	平成 22 年 3 月 17 日
(ｽ)	対話の追加質疑提出締切	平成 22 年 3 月 23 日
(ｾ)	募集要項（第 2 部）に関する質疑回答の送付	平成 22 年 3 月 31 日
(ｿ)	対話の追加質疑回答の送付	平成 22 年 3 月 31 日
(ﾀ)	応募書類の提出締切	平成 22 年 4 月 30 日
(ﾁ)	本審査の実施	平成 22 年 5 月～平成 22 年 6 月
(ﾂ)	優先交渉権者の決定	平成 22 年 6 月
(ﾃ)	運営事業者の設立	優先交渉権者の設立後速やかに
(ﾄ)	基本協定の締結	契約内容の協議後速やかに
(ﾅ)	契約詳細の協議	平成 22 年 6 月～平成 22 年 7 月
(ﾆ)	仮契約の締結	平成 22 年 7 月
(ﾇ)	特定事業契約の締結	平成 22 年 9 月

６．募集要項

（１）募集要項の構成

募集要項は、次の(ｱ)から(ｴ)までの書類により構成される。これら書類は応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

(ｱ)　公募説明書

(ｲ)　要求水準書

(ｳ)　契約書（案）

（基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案））

(ｴ)　様式集（第 1 部、第 2 部）

（２）募集要項（第１部）の公表

(1)で示した募集要項のうち、公募説明書、要求水準書及び様式集（第 1 部）を、市は、平成 22 年 1 月 8 日（金）に、市のホームページにおいて公表する。

（３）応募者別現場見学会

①　開催概要

市は、次のとおり応募者別の現場見学会を実施する。

(ｱ)　開催期間：平成 22 年 1 月 21 日（木）～平成 22 年 1 月 29 日（金）

(ｲ)　開催場所：事業用地

(ｳ)　参加人数：一グループ企業につき 10 名程度まで

(ｴ)　申込期限：平成 22 年 1 月 12 日（火）午前 9 時～平成 22 年 1 月 19 日（火）午後 5 時まで

(ｵ)　そ の 他：現場見学会当日は募集要項（第 1 部）を持参すること。

②　申込方法

様式集（第 1 部）の「応募者別現場見学会　参加申込書」に必要事項を記入し、事務局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について事務局に確認の連絡をいれること。

なお、メールの件名は「(仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業 現場見学会申込み」とすること。

（４）募集要項（第１部）に関する質疑・回答

募集要項（第 1 部）に関する質疑・回答を以下のとおり実施する。

①　質疑の受付及び回答スケジュール

(ｱ)　提出期限：平成 22 年 1 月 12 日（火）午前 9 時～平成 22 年 1 月 19 日（火）午後 5 時まで（資格審査関連）

：平成 22 年 1 月 12 日（火）午前 9 時～平成 22 年 2 月 12 日（金）午後 5 時まで（募集要項（第 1 部）全般）

(ｲ)　回答期限：平成 22 年 3 月 1 日（月）

ただし、資格審査に関する質疑については、平成 22 年 1 月 26 日（火）までに回答する。

②　質疑の方法

質疑のある者は、「資格審査に関する質疑書」及び「募集要項（第 1 部）に関する質疑書」に、その内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について事務局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

③　回答方法

資格審査に関する質疑に対する回答は、市のホームページにおいて公表し、それ

以外の回答については、資格審査を通過した応募者（以下、「資格審査通過者」という。）を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

（５）募集要項（第２部）の送付

(1)で示した募集要項のうち、契約書（案)、様式集（第 2 部）を資格審査通過者に対して送付する。

①　送付スケジュール

(ｱ)　送付日：平成 22 年 2 月 22 日（月）

（６）募集要項（第２部）に関する質疑・回答

募集要項（第 2 部）に関する質疑・回答は、資格審査通過者を対象として以下のとおり実施する。

①　質疑の受付及び回答スケジュール

(ｱ)　提出期限：平成 22 年 2 月 23 日（火）午前 9 時～平成 22 年 3 月 12 日（金）午後 5 時まで

(ｲ)　回答期限：平成 22 年 3 月 31 日（水）

②　質疑の方法

募集要項（第 2 部）の内容について質疑のある者は、「募集要項（第 2 部）に関する質疑書」に、その内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について事務局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

③　回答方法

募集要項（第 2 部）に関する質疑に対する回答は、資格審査通過者を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

７．応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件をすべて満たすこと。

（１）応募者の構成

(ｱ)　応募者は、運営事業者に出資する企業（以下、「構成員」という。）及び運営事業者に出資しない企業（以下、「協力会社」という。構成員と協力会社を総称して以下、「構成企業」という。）から構成されるものとする。

(ｲ)　企業グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

(ｳ)　応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社並びにそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

(ｴ)　代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

(ｵ)　代表企業、構成企業のいずれかが、他の企業グループの代表企業、構成企業となることは認めない。

(ｶ)　代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成企業になることはできない。

(ｷ)　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

（２）応募者の参加資格要件

①　構成企業の満たすべき要件

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。

(ｲ)　「かながわ電子入札共同システム」による平成 21,22 年度競争入札参加資格者認定の申請が済んでいること。

(ｳ)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(ｴ)　(ｳ)の申立てがある場合は、更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。

(ｵ)　資格審査申請書類の提出日以降、特定事業契約の締結完了までに本市の指名停止を受けていないこと。

(ｶ)　市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

(ｷ)　本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び西村あさひ法律事務所又は当該受託企業と関連をもつ者でないこと。なお、関連をもつ者とは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか､若しくは受託者の役員(取締役以上)を兼ねている企業をいう。

②　本施設の設計・施工を行う企業の満たすべき要件

(ｱ)　本施設の設計を担当する企業（以下、「設計企業」という。）にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく資格を有すること。

(ｲ)　プラントの施工を担当する企業（以下、「プラント施工企業」という。）にあっては、清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。なお、プラント施工企業は、構成員となるものとする。また、プラント施工企業は、代表企業となるものとする。

(ｳ)　プラント施工企業にあっては、かながわ電子入札共同システム平成 21,22 年度

競争入札参加資格認定時の清掃施設の経審総合評定点が 900 点以上であること。

(ｴ)　プラント施工企業にあっては、平成 9 年度以降において、清掃施設工事で同種施設（20ｔ/日以上）の施工実績を１件以上有すること。

(ｵ)　建屋の施工を担当する企業（以下、「建屋施工企業」という。）にあっては、建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(ｶ)　建屋施工企業にあっては、かながわ電子入札共同システム平成 21,22 年度競争入札参加資格認定時の建築一式の経審総合評定点が 800 点以上であること。

(ｷ)　プラント施工企業、建屋施工企業にあっては、それぞれ清掃施設工事、建築一式工事に係る資格を有する監理技術者を専任配置できること。

③　運転企業の満たすべき要件

(ｱ)　構成企業のうち、運転企業は、「かながわ電子入札共同システム」による平成 21,22 年度競争入札参加資格者認定の認定種目（一般委託）の申請が済んでいること。また、運転企業は、リサイクル関連施設の運転実績を１件以上有すること。

（３）参加資格の喪失

応募者の構成企業が、資格審査申請書類の提出日以降、特定事業契約の締結完了までに、(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

但し、市が特に認める場合に限り、新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができるものとする。

８．資格審査

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

（１）資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業（以下、「参加表明者」という。）は、構成企業が、７.(2)に掲げる「応募者の参加資格要件」を満足することを証明するため、「資格審査申請書」及び参加資格確認資料（以下、総称して「資格審査申請書類」という。）を事務局に提出しなければならない。

（２）参加表明者が提出する資格審査申請書類

①　資格審査提出書類リスト

資格審査申請書類は以下のとおりとする。

(ｱ)　資格審査申請書（様式第 2 号）
(ｲ)　応募者の構成（様式第 3 号）
(ｳ)　委任状（様式第 4 号）
(ｴ)　プラント施工企業の実績（様式第 5 号）
(ｵ)　運転企業の実績（様式第 5 号）
(ｶ)　配置予定技術者調書（様式第 6 号）
(ｷ)　建築士法に基づく資格を有することを証明する書類（写）

(ｸ)　施工企業に関する特定建設業の許可を受けていることを証明する書類（写）
(ｹ)　施工企業に関する経審総合評定点を証明する書類（写）
(ｺ)　完納証明書（市税）、納税証明書（国税）

（３）資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、郵送又は持参により、平成 22 年 1 月 12 日（火）～平成 22 年 2 月 12 日（金）までに事務局へ提出すること。郵送の場合は、平成 22 年 1 月 12 日（火）午前 9 時～平成 22 年 2 月 12 日（金）午後 5 時必着とし、書類の到着について、事務局に確認の連絡をいれること。また、持参による場合は、期間中の午前 9 時～午後 5 時とし、12 時～13 時、土曜日、日曜日、祝日を除く。

なお、提出部数は、正本 1 部、副本（正本のコピー）3 部とする。また、ファイリングする等、整理の上で提出すること。

（４）参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

（５）資格審査結果の通知

資格審査結果は、平成 22 年 2 月 22 日（月）に書面により各参加表明者へ通知する。

９．対話の実施

市は、以下の考え方に基づき、資格審査通過者と対話を行う。

（１）対話の目的

①　本事業の位置づけや市の意図の理解促進

本事業は、「～一人ひとりの行動がうみだす循環型都市～あなたの努力が未来の藤沢市をつくります」の事業コンセプトに基づき実施され、以下に示す特徴を有することから、応募者が、市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、提案を作成できるよう、必要な情報を的確に伝える必要がある。

①　破砕処理施設はＤＢＯ方式、資源化施設及び環境啓発施設はＤＢＭ方式とすることから、市と民間事業者等の契約形態が施設間で異なること。 ②　北部環境事業所（焼却施設）において破砕処理施設の残渣を適正に処理し、また同事業所より発電電力の供給を受ける等、施設間で深く連携を取る必要があること。 ③　資源化体制の維持に向け、熟練技術者が運転する資源化施設との連携が必要であること。 ④　「体験学習」や「市民リーダーの育成」を軸に、循環型都市形成の拠点として相応しい環境学習機能の創出を目指すこと。

⑤ 限定された敷地内において、既存施設の運営を継続しつつ、スケジュールに従った施設の整備を行うこと。 ⑥ 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画における２ヶ所のリサイクルセンターの一つとして、緊急時等における他リサイクルセンターとの連携を十分に考慮する必要があること。

②　要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避することが必要になる。

（２）対話の流れ

対話は、以下の流れで実施するものとする。

①　対話要項の送付

資格審査通過者に対し、平成 22 年 2 月 22 日（月）に市より対話要項を送付する。対話要項の送付にあわせて、市から対話時に確認したい事項を電子メールにおいて提示する。また、対話要項において、当日の対話の実施概要（レジュメ、時間配分等）を示す。

②　質問事項の提出

対話に参加する資格審査通過者（以下、「対話参加者」という。）は、対話要項を受領後、平成 22 年 2 月 23 日（火）午前 9 時～平成 22 年 3 月 5 日（金）午後 5 時までに、対話時に質問したい事項を事務局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について事務局に確認の連絡をいれること。

なお、質問事項の補足資料として、処理フロー案及び参加者リストを提出する。

③　対話の実施

市と対話参加者は、質問事項等をもとに、平成 22 年 3 月 17 日（水）に以下に従い対話を行う。

① 市より対話の趣旨や位置づけについて説明 ② 市より発注者としての意図等について説明 ③ 市が対話参加者に確認したい事項について説明 ④ 対話参加者は、市からの質問に回答 　質問への回答は、処理フロー案を提示しながら行うものとする。 ⑤ 市は、対話参加者からの質問に対して回答

④　追加質疑の提出

対話参加者は対話結果を踏まえ、対話内容に関する追加質疑がある場合には、追加質疑の内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレスに送信する。また、電

子メール送信後、メールの到着について事務局に確認の連絡をいれること。

なお､提出期限は平成 22 年 3 月 18 日(木)午前 9 時～平成 22 年 3 月 23 日(火)午後 5 時までとする。

⑤　追加質疑に対する回答

事務局は、対話を踏まえた追加質疑に対する回答を、対話参加者全員に送付する。

なお、送付日は平成 22 年 3 月 31 日（水）とする。

１０．応募書類の提出

（１）応募書類の構成

対話終了後、資格審査通過者は、応募書類を提出する。

①　応募書類のリスト

応募書類の構成は次のとおりとする。応募書類は、様式集（第 2 部）に沿って作成するものとする。

(ｱ)　要求水準書適合表（様式第 9 号）
(ｲ)　技術提案書（様式第 10 号）
(ｳ)　非価格要素提案書（様式第 11 号）
(ｴ)　事業計画書（様式第 12 号）
(ｵ)　価格提案書（様式第 13 号）
(ｶ)　業務分担届出書（様式第 14 号）
(ｷ)　委任状（様式第 15 号）
(ｸ)　契約構造（様式第 16 号）

（２）応募書類の提出方法

応募書類各 15 部と CD-R／RW2 部を(3)にしたがって持参により提出すること｡市は、応募書類の提出に対して受領書を交付する。

①　CD-R/RW への格納の条件

CD-R／RW には、応募書類の電子データを格納すること。また、CD-R／RW への格納の条件は次のとおりとする。

(ｱ)　CD-R／RW：Windows フォーマット
(ｲ)　使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョン。その他図面等は、PDF 形式。
(ｳ)　ウィルスチェック：CD-R／RW はウィルスチェックを行ってから提出すること。
　a ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
　b 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
　c 電子媒体の表面または別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

（３）応募書類の提出

資格審査通過者は、平成 22 年 4 月 26 日（月）～平成 22 年 4 月 30 日（金）の午前 9 時から午後 5 時（最終日については午後 3 時）までに持参により応募書類を事務局へ提出する。但し、12 時～13 時、土曜日、日曜日、祝日を除く。

（４）応募の辞退

資格審査通過者は、応募書類提出期限まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、その旨を記載した書面を事務局に直接持参すること。

（５）応募の無効

①　応募無効となる要件

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(ｱ)　応募参加資格がない者による応募
(ｲ)　資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
(ｳ)　応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名もしくは押印のないもの
(ｴ)　応募書類が不足しているもの
(ｵ)　2 通以上の価格提案書を提出したもの
(ｶ)　他人の代理を兼ね又は２人以上の代理をしたものに係る応募
(ｷ)　価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
(ｸ)　幅をもった金額を提示して確定した金額を提示しないもの
(ｹ)　応募について不正な行為があったとき
(ｺ)　その他応募に関する条件に違反したとき

（６）応募に当たっての留意事項

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

（７）応募書類の修正等の禁止

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。但し、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

１１．本審査

市は、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

（１）形式審査

市は、以下について形式審査を行う。

①　応募書類についての審査

(ｱ)　必要な書類がそろっているか

(ｲ)　書類間で整合しているか

②　技術提案と要求水準及び提案金額内訳との適合性等の確認

(ｱ)　すべての業務について、要求水準を満たした技術提案がなされているか

(ｲ)　すべての業務について、技術提案と価格提案書が整合しているか

(ｳ)　すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

（２）非価格要素審査

(1)の形式審査を通過した応募者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、**添付資料１「本事業の審査基準」**に定める非価格要素の点数化方法により非価格要素について審査し、非価格要素点を算定する。

なお、審査にあたっては、必要に応じて最終審査対象者へのヒアリングを実施する。

（３）価格審査

予定価格の範囲内にある最終審査対象者の提案価格を**添付資料 1「本事業の審査基準」**に定める価格点の点数化方法により価格点に換算し、価格点を算定する。なお、提案価格が予定価格の範囲内にない最終審査対象者は失格とする。

（４）総合評価の実施・優先交渉権者の選定

(3)で算定した価格点と(2)で算定した非価格要素点から**添付資料 1「本事業の審査基準」**に定める総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を優先交渉権者、2 番目に高い点数の者を次点者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、提案価格の低い者を優先交渉権者とし、次に提案価格の低い者を次点者とする。

（５）選定結果の公表

市は、審査委員会の報告を受けて、その結果を公表する。

１２．予算価格等

市は、予算価格を次のとおり設定する。なお、予算価格は費目（建設費、運営費）ごとに設定する。

予算価格　 14,017,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（内建設費　7,066,000,000 円）

（内運営費　6,951,000,000 円）

また、市は予算価格とは別に、予定価格を定める。なお、予定価格は事前公表しない。

１３．優先交渉権者決定後の手続き

（１）運営事業者の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに運営事業者を市内に設立する。運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者の株主は、次の各号に定める事項を誓約すること。なお、詳細は基本協定書（案）及び基本契約書（案）に示す。

① 運営事業者の設立及び運営の要件

(ｱ) 運営事業者の設立に当たっては、構成員となるもの全てが出資を行うこととするが、それ以外からの出資も認める。

(ｲ) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100 分の 50 を超えるものとすること。

(ｳ) 運営事業者は､運営開始日(平成 25 年 4 月)から事業期間を通じて資本金を 5,000 万円以上維持すること。

(ｴ) 運営事業者の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め､会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

(ｵ) 運営事業者の株主は、市の同意を得て、運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。

(ｶ) 運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが､代表企業は､当該債務を保証すること｡ただし､保証債務上限額は､運営委託契約に基づく当該年度の業務委託費の 30％とする。

（２）契約内容の協議

市と優先交渉権者は、契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者と基本協定を締結する。基本協定を締結した後、基本契約、建設請負契約、運営委託契約の締結に向け、契約内容の協議を実施する。

なお、契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。契約内容の協議の後、市は(3)に示す契約の締結を行う。

（３）契約の締結

市は民間事業者等と次のとおりの契約を締結する。なお､建設請負契約については､仮契約の締結後、市議会の承認をもって本契約の締結とする。

① 基本協定

市と優先交渉権者は、特定事業契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

② 基本契約

市と民間事業者等は、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約を締結する。

③ 建設請負契約

市と建設請負事業者は、下記(4)の規定に従い、本施設の設計・施工業務に関する建設請負契約を締結する。

④ 運営委託契約

市と運営事業者は、本施設の運営業務に関する運営委託契約を締結する。

（４）建設請負契約の締結方法について

優先交渉権者が複数の構成員と協力会社からなるグループの場合、建設請負契約を締結するにあたって、市は、プラント施工企業と建屋施工企業が組成した建設共同企業体（JV）と建設請負契約を締結するか、若しくはプラント施工企業と建設請負契約を締結し、プラント施工企業は建屋の施工を建屋施工企業に下請負する。

なお、工事の実施にあたっては、市内業者の活用を基本とする。

（５）優先交渉権者と本契約を締結できなかった場合の措置

優先交渉権者が特定事業契約の本契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において優先交渉権者と本契約を締結出来ない事態となった場合には、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とする。

１４．契約保証金

建設請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。なお、各々の契約に定める金額は、建設費及び当該年度の業務委託費の 30%以上とし、詳細は契約書（案）で定める。

１５．その他

（１）費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

（２）使用言語等

本事業に関する対話以外のすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

（３）審査結果理由の説明請求

参加表明者は、各審査結果の理由について、市に説明を求めることができる。

①　説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（以下、「請求期間」とする。但し、請求期間には土曜日、日曜日、祝日は含まない。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし、持参の場合は請求期間中の 12 時から 13 時を除く午前 9 時から午後 5 時まで、郵送の場合は請求期間末日の消印有効とし、書類の到着について事務局に確認の連絡を入れること。

②　説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

（４）提出書類の取扱い・著作権

本公募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本公募に係る審査の目的以外には使用しない。なお、提出書類は返却しない。

添付資料１：本事業の審査基準

１．総合評価点の算出方法

非価格要素と価格要素の評価値から以下の算式に基づき、総合評価点を算出する。

（総合評価点）＝（非価格要素点）＋（価格点）

「非価格要素点」及び「価格点」の合計によって総合評価点を算出し、提案価格が予定価格の範囲内の最終審査対象者のうち、上記において算出した総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

２．非価格要素点と価格点の割合

総合評価点は 100 点を満点とし、非価格要素点、価格点の比率は 40：60 とする。

３．非価格要素の点数化方法

（１）評価項目と配点

評価項目と配点を表 1 に示す。

表１　非価格要素評価項目

評価項目		評価の視点	配点
安全・安心	適切な建設計画	・施設の運転を妨げない、建設・解体・仮設計画 ・試運転時の運転員への教育方法	4
	モニタリング効果を高めるための工夫	・セルフモニタリングの具体策 ・市のモニタリングとの連携	3
	リスクマネジメント	・作業者の安全確保、動線計画等 ・資源化施設の運転員の支援体制 ・爆発等突発的な事故時への対応 ・北部環境事業所へ搬出する破砕残渣中の不燃物除去対策	4
環境性	処理対象物の変化への対応	・多品目混載時への対応 ・処理対象物の季節変動への対応 ・資源化品目の変化への対応	3
	リサイクルの推進に向けた具体策	・破砕処理後の資源化物純度の確保等 ・資源化施設における選別工程への配慮	3
	市の環境政策との整合性	・「一人ひとりの行動がうみだす循環型都市」に適合したデザイン、地球環境への配慮	3
経済性	SPC の財務的な安定性	・SPC への財務的な支援方策	2
	施設の運営能力	・運営体制及び維持管理体制の信頼性 ・破砕処理施設における安定運転及び、維持管理補修計画における工夫 ・資源化施設の運転と維持管理補修の連携方策	4
機能性	人材育成・ノウハウ継承	・事業期間終了時の具体的な対応 ・マニュアル整備、人材研修や教育訓練	2
	施設間連携	・配置計画、施設間の動線計画等 ・北部環境事業所の停止時の対応	3
	啓発・環境学習機能の向上策	・見学者対応の考え方、見学ルートの妥当性 ・教育効果の向上策 ・環境学習の運営団体への支援策	3
地域との共生	市、関連組織との関係作り	・地域内の行政部局や資源化施設、環境啓発施設の運営に係る関連組織との協働	3
	地元経済への貢献	・地元経済との連携 ・地域雇用への配慮	3
合計			40

（２）評価の方法

各応募者の提案内容について、各項目に関して表 2 に示す「非価格要素点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、非価格要素点を算出する。

表２　非価格要素点の付与の考え方

	判断基準	非価格要素点の算出方法
A	高い効果が期待できる	配点×100％
B	効果が期待できる	配点× 75％
C	普通	配点× 50％
D	やや不安な点がある	配点× 25％
E	不安がある	配点×　0％

※非価格要素点の算出にあたっては、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで算出する。

４．価格点の点数化方法

価格点の点数化は、価格提案書に記載された提案価格について、以下の算式に基づいて行う。なお、評価において現在価値換算は行わない。

（価格点）＝（応募者内での最低価格／提案価格）×60.0 点

（例）応募者Ａの提案価格 14,000 百万円、応募者Ｂの提案価格 12,000 百万円（最低価格）の場合

◆応募者Ａの価格点＝（12,000 百万円／14,000 百万円）×60.0 点＝51.4 点
◆応募者Ｂの価格点＝（12,000 百万円／12,000 百万円）×60.0 点＝60 点

※価格点の算出にあたっては、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで算出する。

５．総合評価点の算出

非価格要素点、価格点を算出した後、総合評価点を算出する。

（例）応募者Ａの非価格要素点 30.5 点、応募者Ｂの非価格要素点 25 点の場合

◆応募者Ａの総合評価点＝非価格要素点＋価格点＝30.5 点＋51.4 点＝81.9 点
◆応募者Ｂの総合評価点＝非価格要素点＋価格点＝25 点＋60 点＝85 点

添付資料２：契約の形態
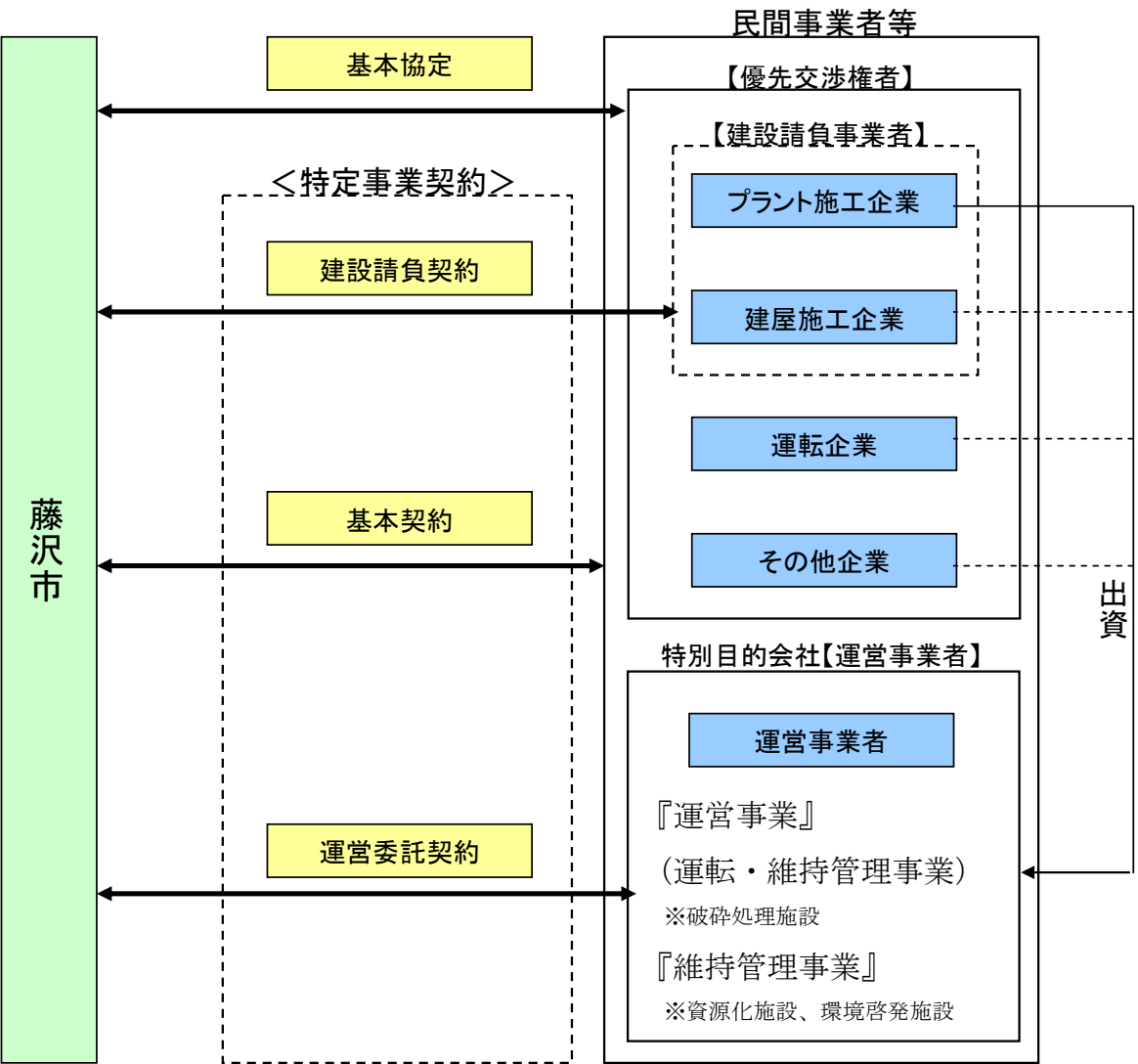
注）本図における構成員の構成は一例である。

以　上